

感染症発生時における業務継続計画（BCP） 公表用概要版

社会福祉法人甲山会 特別養護老人ホーム高竜園

最終更新2025年6月1日

*この概要版は計画書の主要な部分を抜粋したものです。

BCPの目的

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス感染症などの感染者（感染疑いを含む。）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために、当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めるものです。

基本方針

次の3点を基本方針として作成しました。

- ① ご利用者の安全確保
- ② サービスの継続
- ③ 職員の安全確保

対象感染症と発動レベル

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス感染症をはじめ、その他の感染症も計画の対象にしています。また、感染状況に応じ、次のようにレベルを区分して対策を実施します。

- | | |
|------|---------------------|
| レベル0 | 平時又は、職員の少数感染 |
| レベル1 | ご利用者の感染、職員の一定数以上の感染 |
| レベル2 | 集団感染に拡大した場合など |

平時からの備え レベル0

「感染症対策委員会」が中心となって進めます。委員長は施設長が務め、次のような準備を指導します。

■感染防止に向けた取組の実施

- 新感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集を行います。
- 次のように、基本的な感染症対策を進めます。
 - ・ご利用者の食事時の手指消毒
 - ・こまめな換気と環境消毒（居室清掃等）
 - ・本館と新館の食堂利用者を居室エリアで混在しない。
 - ・職員は日頃から適切な防護具使用を行う。
 - ・職員及び施設内業務従事者に対する抗原検査・PCR検査の実施（コロナ）
 - ・ご利用者・職員の希望者へのワクチン接種（コロナ・インフル）
- ご利用者・職員の体調管理に取り組みます。
 - ・ご利用者の検温、体調チェックを行います。
 - ・職員は出勤前又は出勤時に検温、体調チェックを行い記録します。
- 入館者を限定し記録管理を行います。
 - ・入館は職員、業務従事者、面会者等に限定し、検温と記録を行います。
 - ・ご利用者との面会は、原則、指定会場にて行います。
- 感染拡大状況に応じた感染防止対策を取ります。
 - ・感染拡大状況に応じ、入所、面会、会議などの制限についてあらかじめ決めておきます。

■防護具、消毒液等備蓄品の確保

- 「備蓄品リスト」を作成し、ローリングストックで備蓄を行います。

■研修・訓練の実施

- 感染BCPの研修や訓練を、定期的に行います。
 - ・入職時に研修を行います。
 - ・職員全体に事業継続の概念や必要性、感染症に関する情報、発生時の対応を周知します。
 - ・訓練（シミュレーション）を年2回以上行います。

■BCPの検証・見直し

- 最新の動向や訓練等で洗い出された課題を反映するため、BCPの見直しを行います。

職員の少数感染時対応 レベル0

職員に少数の感染者が発生した際は、次のように行動します。

■感染の判明と報告

- 職員本人又は同居家族が感染した場合は、施設長に報告し、受診又は指定期間自宅待機します。

■消毒・清掃等の実施

- 共有スペース等の消毒、清掃を行います。

■注意喚起

- 施設長は、職員に伝達し、職員及び入館者に注意喚起します。

ご利用者の感染等の発生時対応 レベル1

入所中ご利用者の感染又は職員の感染者が一定数以上になった場合は、「感染症対策本部」を立ち上げ対応します。本部長は施設長が務め、次のように行動します。

■感染者初期対応

- 感染疑いのあるご利用者は、嘱託医の指示で医療機関を受診します。なお、状況により施設内で検体採取します。
- 個室に移動します。シーン別標準感染対策を実施します。
- 施設長は、今後の対応について職員に指示します。

- 施設長に報告します。
- 観察と記録を実施します。
- 定められた基準により、世羅町、広島県等指定権者への報告をします。
- 濃厚接触者の確認
 - 居室同室者、同じ食事テーブルの者など濃厚接触者の体調確認をします。異常があれば感染者本人の例により、受診等を行います。
- 消毒・清掃等の実施
 - 共有スペース、居室等の消毒、清掃を実施します。なお、場合により一定時間を空けて行います。
- 併設サービスの休業
 - 短期入所生活介護事業休業とします。
 - ご利用者は、速やかに居室にお送りします。
- 施設内療養感染者への対応
 - 個室対応としますが、個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者どうしを同室でお願いする場合があります。
 - 当該入所者とその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行います。
 - 生活空間・動線の区分けを行います。
 - ケア時には、個室での対応、使い捨ての食器・エプロンの使用、手袋・マスク・フェイスシールド等の着用を行います。
- 濃厚接触者への対応
 - 健康管理を徹底して健康観察を行い、陽性となった場合は速やかに別室に移動します。コロナの場合、開放時には、抗原検査を実施します。
 - 基本的に隔離部屋外へ出ないようにお願いします。
 - 感染の有無に関わらず、疑われる症状がある場合（発熱、咳が頻回、下痢がある等）には、医師に診断される前であっても、すみやかに予防措置をとります。
- 職員の確保
 - 施設内での勤務調整、法人内での人員確保
 - ・感染者や濃厚接触者となること等により職員の不足が見込まれることが予想されます。このため、勤務が可能な職員と休職が必要な職員の把握を行い、勤務調整を行います。
 - ・「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の検討と合わせ、業務遂行のためのシフト変更を実施します。
 - ・職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、勤務上配慮します。
 - 必要がある場合は、自治体・関係団体への応援要請を行います。
 - 施設内、近隣に職員滞在先を確保するよう努めます。
- 防護具、消毒液等の確保
 - 在庫量の確認と、今後必要量の把握を行います。
 - 調達先と調達方法の確認をします。
- 情報共有
 - 施設内・法人内で情報を共有します。
 - 感染されたご利用者のご家族には、看護部門から電話によりその状況をお知らせします。
 - 濃厚接触者になられた場合は、本部長（家族担当）から電話によりその状況をお知らせします。
 - 一般のご家族への連絡や外部公表には、ホームページ、LINEにより情報提供します。
 - ご家族に、ご利用者の状況をこまめに伝えるよう心掛けます。
 - 自治体（指定権者・保健所）とはそれぞれ求められる方法で情報共有を図ります。
 - 委託業者等に情報提供します。
- 業務内容の調整
 - 感染者数によっては、業務の変更を行います。（出勤可能職員数によりAプラン、Bプランを用意）
- 過重労働・メンタルヘルス対応
 - 特定の職員が業務過多にならないようなルールを作成します。
 - 職員の長時間労働をは回避するよう努めます。
 - 職員とコミュニケーションを図るとともに正確な情報を伝えます。

集団感染等の発生時対応 レベル2

集団感染の発生の際は、前述対応に加え次のように行動します。

- 集団感染時と対応と保健所との連携
 - 保健所への連絡し、指示を仰ぎます。
 - 濃厚接触者の特定への協力するため、関係資料を用意します。
 - 感染対策への指示助言を受け実施します。また、検査が必要な場合は方法について確認します。
- 情報発信
 - 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応
 - ・原則として、集団感染時等に行います。
 - ・ご家族や関係機関への連絡を優先しその後行います。
 - ・公表は、経緯と今後の対応を簡潔に発表します。なお、個人のプライバシー保護には十分配慮します。
 - ・方法は、ホームページなどを用いますが、取材があれば対応します。